

米軍 FA18 戦闘攻撃機墜落事故に関する抗議決議

去る 11 月 12 日午前 11 時 45 分ごろ、那覇市の東南東約 290 キロメートル、南大東島の南西約 140 キロメートルの海上で、米海軍第 5 空母航空団所属の FA18 戦闘攻撃機 1 機がエンジントラブルが原因で墜落する事故が発生した。

事故現場海域の周辺は、本マグロやキハダマグロの好漁場で、ソデイカ漁のシーズンに入り多くの漁船が集まる場所でもあり、一歩間違えば操業中の漁業者を巻き込む大惨事を引き起こしかねないものとして、漁業関係者や県民に大きな不安と恐怖を与えている。

FA18 戦闘攻撃機については、これまでも国内外で繰り返し事故が起きており、今回の事故は、FA18 戦闘攻撃機が嘉手納基地や普天間基地にも度々飛来し、学校や病院、保育所などの市内上空を飛び、市内で同様の事故を起こす可能性があり、市民に大きな不安と恐怖を与えていることから到底看過することはできない。

また、県内では今年 1 月に普天間基地所属の米軍ヘリが相次いで民間地に不時着し、6 月には嘉手納基地所属の F15 戦闘機が那覇沖に墜落したばかりであり、事故が後を絶たず、米軍における航空機整備・保守点検のあり方等に疑問を持たざるを得ない。

本市議会は幾度となく繰り返される米軍機の事故等に対し、米軍の安全管理体制のあり方を厳しく指摘してきたところであるが、改善がなされないまま訓練を繰り返す米軍の姿勢は断じて許されるものではなく、強い憤りを禁じ得ない。

これ以上、市民、県民を基地あるがゆえの恐怖にさらすことがあってはならず、米軍及び日米両政府においては、市民、県民の懸念の払拭に向け全力を挙げて取り組むべきである。

よって、本市議会は、市民、県民の生命・財産及び生活環境を守る立場から、今回の事故に関し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要求する。

記

- 1 事故原因を徹底的に究明し、その結果を速やかに県民に明らかにすること
- 2 事故原因の十分なる究明・説明がなされるまで FA18 戦闘攻撃機を含む全機の飛行を停止し、総点検を行うこと
- 3 日米地位協定を抜本的に改定すること。特に、日本の航空法を遵守すること
- 4 墜落に伴う周辺地域での漁業影響調査を実施すること

以上、決議する。

平成 30 年 12 月 3 日

沖縄県浦添市議会

宛先

駐日米国大使、在日米軍司令官、在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官、在沖米海軍艦隊活動司令部